



今月の視点

民法改正で新たな相続対策を！

～40年ぶりの民法大改正で相続ルールの変化～

民法が40年ぶりの大改正で、相続に係わるルールや法律が大きく変わろうとしています。一部を除き、今月から施行されます。改正は昭和55年以来です。

社会の高齢化の進展、相続開始時の配偶者の年齢も高まっている、などの関係で保護の必要性が強くなっています。

今回の改正は、このような社会情勢の高齢化への変化、残された配偶者の生活の配慮など、配偶者の居住権利を守る項目が含まれています。

遺留分に関する法改正では、相続人の中の現金による請求が可能となり、そして過去の贈与の持戻しは10年を限度に遺留分の対象から外されることになるなど、資産の承継に与える影響は大きいところです。さらに税制改正では、小規模宅地の特例への規制が今年も強化され、相続を見据えた節税対応策は大幅に縮小していくと思われま

(1) 配偶者居住権の評価方法

配偶者の居住権について、住み慣れた居住環境での生活を継続するために居住権を確保しつつ、その後の生活資金として預貯金等の財産についても一定程度確保できるように、処分権限のない使用収益権限のみの配偶者居住権制度になりました。

(2) 特別寄与料

被相続人の療養看護等に尽くした者の貢献に報いるための特別寄与の制度が新設されました。しかし、制度をめぐる紛争の複雑化、長期化を避けるため、被相続人に対して療養看護等の貢献をした者を遺産分割の当事者とするとはせず、それに代えて、遺産分割の手続外で、相続人に対して金銭請求をすることを認めることとしました。

【みらい経営：創業44周年感謝の集い 特別講演会】

『 徳の高い会社でより良い組織づくり！！ 』

～ 徳は本なり 財は未なり ～

特別講師：公認会計士、人間力大学校理事長 天明 茂 (てんみょう しげる) 氏

会場：名古屋国際会議場2号館2階224号室 (日比野駅より徒歩5分)

令和元年7月16日(火) 15:30～17:30 (受付開始15:00)

講演会終了後、異業種交流兼懇親会を行なう予定です。

つまり、被相続人との間で生じた相続債務とせず、相続人との間で初めて発生する債務との考えによるもので、ここが寄与と特別寄与の大きく異なる点であります。

この相続人以外の者とは、被相続人の相続時の親族に限定され、その適用範囲は、被相続人の療養看護をした場合や被相続人の事業を無償で手伝った場合など、被相続人に対する無償の労務の提供に限定しました。

どれほどの特別寄与料の支払義務を負うのか否かを相続人が心配して、未分割が増えるのではないかと懸念もあります。

(3) 遺留分侵害額の請求（金銭債権化）

改正相続法は、遺留分に関する権利を行使することにより、金銭債務が発生することとした。このため、遺贈や贈与の一部を無効にするという「減殺」の文言を使わず「遺留分侵害額請求権」と改めました。

共同相続人全員の同意を得なければ預貯金の払戻しができず、被相続人の債務の弁済や、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費や、葬式費用の支払に支障をきたすことになるとの判断のもと、遺産分割前の預貯金の払戻し制度が今回創設されました。

(4) 持戻し免除の意志表示の推定と税務

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他の一方に対して居住用不動産の遺贈又は贈与をする場合には、その贈与等は、通常相手方配偶者の長年の貢献に報いるとともに、相手方配偶者の老後の生活保障を厚くする趣旨でされたものと考えられるので、持戻しの記述がない場合もその意思表示を推定することにしました。

(5) 遺言制度と税務

自筆証書遺言の方式が緩和され、自筆証書遺言に添付する財産目録に関しては自書でなくてもよくなりました。

不動産を「別紙財産目録記載の不動産」と記して、添付する財産目録にワープロでの記載や登記事項証明書で代用することができるようになりました。

このように、自筆証書遺言が緩和されたとはいえ、公正証書遺言に取って代わるように普及するためには、2020年7月10日に施行される法務局での自筆証書遺言の保管まで待たなければならないであろうと思われます。

また、遺言は、遺産を承継する相続人が特定されていて、遺言者より先に推定相続人が死亡した場合は、その推定相続人の代襲相続人には遺産は承継されないため、遺言書の作成にあたって、そのようなケースも想定して、遺言作成者に助言すべきであります。

(6) 遺留分の見直しと事業承継

遺留分制度とは、被相続人の遺言の自由に対して法定相続人の遺留分を保護する制度です。

今回の遺留分の見直しは、①遺留分の金銭債権化や、相続人の贈与の持戻しを原則10年と明記したことなど、紛争の長期化を避け事業承継を円滑にさせることにむしろウエイトをおいた改正といえます。

我が国の中小企業の経営者の高齢化と後継者難の対策として、平成30年度の税制改正で、期間限定ながら事業承継税制の大幅な緩和を行ないました。さらに、平成31年度税制改正では個人版事業承継制度も創設されました。

石川 光男

1. 7月11日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「信じれば成る」～「中川区レディース」から「おかざき譲」へ～
講師 中嶋 美緯子 氏
時間 AM 6:30 ～ AM 7:30
会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

2. 7月18日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「働きは最上の喜び」～勤労歓喜～/講師 松本 昌子 氏
「探偵という仕事と倫理」/講師 前田 龍生 氏
時間 AM 6:30 ～ AM 7:30
会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

1. 7月25日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「後継者倫理塾で学んだこと」
講師 伊藤 高德 氏・榎本 喜巴
時間 AM 6:30 ～ AM 7:30
会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナーは事前申込みは必要ありません。

受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場…金山ゼミナールプラザ

〒460-0024 名古屋市中区正木3-7-15 TEL 052-331-6411

7月の税務と労務

-
- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 5月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(7月31日) |
| ・ 11月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(7月31日) |
| ・ 11月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(7月31日) |
| ・ 6月分源泉所得税納付 | 期限(7月10日) |
-

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榎原 睦

〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番
TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569

mbara623@k6.dion.ne.jp